

2020 年史学会第 118 回大会

報告要旨

2020 年 11 月 7 日（土）・8 日（日）

日本古代史部会	7 日	10:00～12:00	1
日本中世史部会	8 日	13:00～15:00	5
日本近世史部会	8 日	10:30～17:00	9
日本近現代史部会	7 日	13:00～17:00	17
東 洋 史 部 会	8 日	10:00～15:30	21
西 洋 史 部 会	7 日	13:00～14:20	30

日本古代の即位儀礼と「神璽」

杉田 建斗

即位儀礼で使用される主たるレガリアは、奈良時代までは鏡と剣、平安時代以降は神璽と剣である。鏡・剣・神璽は中世以降、「三種の神器」と一括され、その内の神璽の実態は玉説、印説など中世以来、様々な説が唱えられてきたが、神璽の中身に言及した古代史料は無い。『日本書紀』神代下・第九段の天孫降臨神話の一書第一にみえる「三種宝物」の「八尺瓊曲玉」・『古事記』の同神話の「八尺勾璽」を踏まえ、神璽を玉とする見解があるが、記紀において玉は即位儀礼のレガリアと関連づけられておらず、神璽を神話と結びつけ神代以来のものとする見解は中世に登場する。神璽を「三種の神器」の玉に比例する見解は後世の記紀解釈に過ぎず、古代の神璽を考察する際は記紀神話と切り離す必要がある。

七世紀以前の即位儀礼では鏡・剣の二種のレガリアが献上され、この儀礼が天孫降臨神話と結びつけられ奈良時代の即位儀礼を成立せしめたことは周知の通りである。また、レガリアに関する律令条文、特に律や公式令の「神璽」の解釈について、①玉説、②印説、③鏡・剣に関わるものとする説があるが、律令文の日唐比較により③が妥当であると考え。律令は前代以来のレガリア（鏡・剣）を規定し、平安時代以降のような独立した「神璽」なるレガリアは奈良時代以前には存在しなかった。

平安時代の即位儀礼は践祚儀と即位儀が分離して唐風化し、鏡剣献上儀が大嘗祭に移され廃止されるなど天孫降臨神話の重要性が減退することが知られている。践祚儀で使用されるレガリアは、後に剣が加わり神璽と共にレガリアの中核を占めるが、当初は神璽と大刀契の二つである（平城朝の例）。大刀契は百濟制作の銘文を有する護身剣を含むため「伝国璽」とも称されたと考えられ、百濟王氏との関連も従来指摘されている。また、後に追加される剣を除くと、践祚儀で 사용되는宝器は馱鈴・内印といった天皇権力を象徴するものが多く、神話的な性格を帯びていない。おそらく神璽も天孫降臨神話とは無関係に、大刀契と同様に中国の伝国璽を意識したレガリアとして創出され、平安時代初めにレガリアの唐風化が進められたと考えられる。

その後、後期摂関期～院政期のアマテラスの重要性の高まりと中世日本紀の展開の中で、神璽は鏡・剣同様、神代以来のレガリアと理解され始め、「三種の神器」と一括されるようになる。この中で神璽の中身について様々な言説が生じていったのだろう。

日本古代における日蝕廃務の実態と特質

吉田 拓矢

日蝕は、君主の象徴である太陽が月に犯されることから、天文異変のなかでも凶兆として恐れられた。日本古代においては日蝕に関して、陰陽寮が暦法により予報を出すこと、当日は天皇が政事をみないこと、百官が本司を守り、政務を執らずに退勤することが定められた（儀制令 7 太陽虧条）。ただし六国史では、「日有_レ蝕之」とだけ簡潔に記すことがほとんどで、なかなか実態を窺うことができない。これに対して、9 世紀中葉からは、日蝕のために祭りを延引したり、夜蝕（日没後におきる、実際に見ることはできない日蝕）のときに廃務が必要か否かを議論させたりするなど、具体的な対処が確認できるようになる。

このため従来は、9 世紀中葉が、日蝕に対する意識が変化した画期だと捉えられてきた。その背景については、天変地異が相次いだ時代環境と幼帝の登場により、中国皇帝を模して日蝕への対応を厳格なものにしたとする荒木敏夫氏の指摘や、唐風化による暦への関心の高まりが日蝕への関心を高めたとする井上正望氏の指摘がある。しかしながら、以上の理解には、日蝕予報を担当した暦博士らの技能や、唐における日蝕への対応のありかたが反映されておらず、論証が十分とはいえない。そこで本報告では、日蝕予報を当時の計算方法により再現して比較するなど、新たな視点から史料の分析を試みた。それにより明らかになったことは、次の通りである。

第一に、夜蝕予報は 9 世紀からではなく、7 世紀末から既にはじまっていた。そもそも唐においては夜蝕を予報すらしておらず、これは日本に独特な慣例であって、唐風化とは結びつかない。また、のちに夜蝕廃務を停止したのは、あまりに廃務が多くなると政務に支障をきたすからだと思定できる。第二に、9 世紀中葉以降、晦日に予報があったときも翌日（朔日）を廃務とする場合が多かったことに注意したい。もともと、当時の文人官僚らが勧めた方法は、『春秋穀梁伝』を根拠とした、「夜蝕が朔日の日出前ならば前月晦日を廃務とする」というものであった。しかし公卿らは、前月晦日ではなく朔日を廃務とし、漢籍に基づく提案を受容しなかったのである。たしかに古代の日本は独自の暦法を持たず唐暦に依存したが、その運用に関しては、唐礼や国家の統治理念に必ずしも縛られず、むしろ日常の慣習や円滑な政務運営などを優先した、柔軟なものであったと評価できよう。

礼楽の伝来と日本的礼楽体系の形成

安 洪賛

礼楽制度は中国の周王朝にその源流があり、後に儒教によって古代中国の根本的な政治制度の一つへと発展させた。儒教の経典『礼記』に「礼以道其志、楽以和其声、政以一其行、刑以防其奸。礼・楽・刑・政、其極一也。所以同民心而出治道也」とあるように、礼楽制度は国家統治の重要な道具の一つとして、律令制度と合わせて古代王朝に重んじられてきた。簡単に言えば、礼は国家ないし個人の儀礼規範であり、楽は各種の儀礼の際に演出される楽曲・楽舞である。古代日本において、大陸から律令制度を受容したとともに、礼楽制度をも部分的・選択的に受容されたのである。

本報告は「楽」に重点をおいて、まず第一章では、母胎となる中国古代の礼楽思想について検討し、その上で唐までの楽制発展の歴史的流れを概観してみる。古代中国が音楽とその原理に対する理解・信仰をよく理解することは、儒教を政治イデオロギーとした古代中国王朝の諸制度での礼楽制度の位置づけと、日本に伝来された礼楽が古代日本の王権イデオロギーと政治制度に与えた影響を解明する上で必要不可欠な手段であろう。

古代日本は律令制と礼楽を受容する以前にすでに独自の神祇信仰・氏族性的イデオロギーとそれを内核とした伝統的楽舞が存在した。それらの楽舞は当時の政治上においてどのような役割を果たしたのか、またそれら固有なものをどうやって新たに伝来された礼楽と融合させ、機能させたのか、その過程について考察したい。第二章では、礼楽の伝来を中心に三段階に分けて検討を進めていく。まず律令制導入以前の日本従来の儀礼と音楽について考察を加える。そして大陸音楽の日本への伝来、及び雅楽寮を中心とする律令的楽制の成立について検討する。最後に天平年間に吉備真備による礼楽の請来とその後の礼楽体系の整備への試みについて考察する。

平安初期に唐風化政策の本格化によって、儀礼と楽制も大いに整備された。第三章では、日本的礼楽体系の形成を中心として、平安初期の礼制の変容と楽制改革を触れながら、具体的な儀礼を挙げてその際の「楽」の使い方や意義などについて詳しく検討してみる。

礼にともなう楽については、音楽史・芸能史の立場から論じられることがほとんどで、政治や王権・イデオロギーとのかかわりを主な論点にして論じられることは少なかった。本報告は、古代日本において伝来された礼楽をどういうふう理解され運用されたのか、またどういうふうに従来の統治思想と音楽体系と融合させて日本独自のものに改変されたのかを考察することによって、古代日本の王権イデオロギーと政治制度の解明に新たな視点を提示したい。

奈良・敦煌写経における『大般若経』校合事業

——『大般若経』校合の性格を探って——

張 美僑

写経形態の代表的な経典として、奈良・平安写経と敦煌写経を挙げることができる。このうち、奈良と平安写経を比較した場合、平安写経には校合痕が多数見られるという外観上の顕著な違いがある。敦煌写経は、平安写経のような校合痕が見出せないという点で、奈良写経にやや近接している。しかし、校合の記述がないことが、その写経の校合事業（校経と勘経）がなされていないことの証拠と言えるであろうか。

本発表では『大般若経』を例として、奈良・敦煌写経及びそれらの書写・校合過程に関わる資料を用いて、両写経事業の校合の性格を明らかにする。

考察の結果、以下の二点が確認できる。すなわち、1) 奈良朝における官立の写経機構は、敦煌の写経と比べると、より簡潔・明瞭化した校経制度を有する。2) 敦煌写経においては、主に底本と書写されたものとの比較によって脱落・誤写を見つけ直す校経が行われた。

かくして、奈良・敦煌写経における『大般若経』校合事業は、いずれも底本と写本との校経の段階を経たことが明らかとなる。

底本とは別のテキスト（証本）と校異する勘経については、奈良写経では「勅定」一切経の地位を持つ五月一日経を底本に、中国請来経を含む「図書寮経」を証本として一斉勘経が行われた。

『大般若経』についてはそれ以前に個別に勘経されていたという説と五月十一日経を証本として、五月一日経の勘経がなされたという考えがある。一方、敦煌の場合、先行研究や校合事業に関わる資料などに、『大般若経』の勘経に関する形迹は見出せない。この勘経に対する立ち位置の違いは重要である。

奈良写経が、他本との勘経作業を重視したことは、そもそも中国から請来した経典を底本とした奈良写経にとって、請来経典に対する不信感を持つことに由来すると推察される。逆に敦煌写経が他本との勘経に注目しなかったのは、敦煌に伝来した写経の来歴が明瞭で、当時の敦煌の人びとがそれに対する疑念を抱かなかったからか、敦煌に伝来したテキストがすでに長安において勘経がなされたと考えられていたからであろう。

また、僧侶の校合事業への関与については、校合事業の推進者という一面も有していた。奈良・敦煌の『大般若経』校合事業に僧侶の名前が見えるは、日中において、古くから学識ある僧侶が経典の校合事業に参加する伝統があったことをと推定させる。

延暦寺と最初期室町幕府

——建武三年足利直義願書の分析——

村瀬 貴則

発表課題は、最初期室町幕府が建武の乱で争った延暦寺と乱後いかなる関係を取り結んだか考察する事である。

後醍醐方与同の山門と足利方とは、建武の乱で両度干戈を交え第二度の戦闘で山門は敗れた。戦後に幕府から何らかの処罰が課せられたと想定するのは困難でない。しかし南北朝・室町期の前半において山門は鎌倉期に比べて衰退との評価はし難く、しかも大々的な処罰は知られていない。もしそれが正しいならば、不処罰の理由は考察する価値の高い問題だろう。両度の合戦は室町幕府と山門との関係の基点たる大合戦だったにもかかわらず、この問題の詳しい考察はない。不処罰や山門存続の事実、決して自明とすべきでない。

関連史料はほぼ二つに限られる。『太平記』巻一八と建武三年六月日足利直義願書案（以下願書と略）だ。

願書は日吉社・延暦寺の神仏に奉呈の文書だ。直義指揮下の自軍の清浄結界の地侵略の謝罪と共に、座主・衆徒の悪行と足利方の攻撃の正当性とを神仏に主張し加被による戦勝を願い戦勝後の報賽を一七条列举する。その内訳は、大別してA押領国領の返付（①）、B堂舎・社殿・神輿の修造・造営と、料所設定（②～④・⑥～⑨・⑪・⑫）、C法会・祭礼の開催（⑤・⑩・⑬～⑰）に分けられる（番号は条文）。

②・③・⑨は惣持院造営のために、但馬国の造営料国指定の奏聞、および国衙と地頭との相論の際、前者に優遇措置を行うことを宣言する。⑪は琵琶湖の湖上関「戸津関所」を北朝に奏聞して設定し日吉社の修造を行おうという。これらは直義にとって、少なくともア所領裁判（所務沙汰）の判決に対する主導的立場、イ北朝と交渉し得る立場の二つを平時に有するとの確証がなければ書き得ないだろう。他史料より二つは戦時中に尊氏との間で合意と考えられる。奉呈の文書が願書（所願成就の後に報賽を誓約）であって、敵方所領の没収による寄進状（功德を積んだ上で祈念）でない意味を考えると、直義は後者をしなかったというより、尊氏との権限の関係上でできなかったのである。直義は、戦後の自身の権限の枠内で実現する可能性が高く、しかも延暦寺・日吉社という本朝最大の寺社に対しても目劣りせず効果的な報賽内容を捻出したと考えられる。

戦勝後の報賽の履行状況は⑪が一番よくわかり報賽履行を確認できる。他の事例も検討すると、完全ではないとはいえ直義は無視できない程度履行している。

以上より直義は戦中から敵対の山門を存続・興隆させんとする明確な意思があったと考える（結論一）。また足利家・幕府と山門とに、戦後に一時的ではなく永続的な協力関係を設定との意志があったと見られる（結論二）。

『太平記』巻一八「比叡山開闢事」からは、戦後幕府内で山門を衰退させんとする意見が少なかつた事、それにもかかわらず山門の存続と興隆が決定された事を読み取れる。直義の意見は何も記述がないが、存続・興隆の決定は、願書の分析により直義の意見が幕府内で少なからず影響したと考える事は困難でない（結論三）。

戦国期関東・東北方面における臨済宗妙心寺派の動向

岩永 紘和

本報告では、戦国期関東・東北方面における臨済宗妙心寺派の動向を明らかにし、妙心寺派が地方に広がる構造と禅僧に求められた役割を考察する。

戦国期は、様々な宗教勢力が教団化を進め、宗教秩序が大きく変容した時代とされる。本報告で取り上げる妙心寺派も、戦国大名・国衆の外護を受けつつ戦国期に寺院数を大きく増加させ、江戸時代には臨済宗最大の寺院数を誇る。戦国期の妙心寺派禅僧は自らを「関山派」と自称し、門派同士の密な関係を軸に積極的な活動を見せる。門派意識を強めつつ各地に寺院数を広げる妙心寺派は、戦国期の宗教展開を考える上で好事例といえよう。

戦国期妙心寺派の地方への広がりについては、寺院数が顕著な東海・甲信方面の研究が中心となっている。しかし、妙心寺派の列島規模の広がりを踏まえると、他地域の動向も明らかにする必要がある。特に、関東・東北方面においては、伊達氏、蘆名氏をはじめ各地の大名・国衆との関わりが知られる。妙心寺派寺院が地方に広がる時期や寺院数の増加も東海・甲信方面と同一ではなく、多様なあり方がうかがえる。妙心寺派を通じて戦国期宗教展開を考えるためには東海・甲信方面以外の事例も積極的に検討することが求められよう。

以上の点を踏まえ、本報告では関東・東北方面における妙心寺派の動向を体系的に明らかにしていく。第一章では、『班寅集』『大蟲岑和尚語集』をはじめ語録史料を中心に戦国期の活動がうかがえる妙心寺派寺院を抽出し、寺院分布のあり方を検討する。寺院の多くが北関東・南東北に分布していることに注目し、当該地域の政治情勢や他事例も参照しつつ、妙心寺派が地域的つながりの中で寺院数を広げたことを明らかにする。第二章では、当該地域の武家が妙心寺派禅僧をどのような経緯で外護するに至ったのか、またその際どのような期待を寄せていたのか、伊達氏や蘆名氏の事例など武家側の史料も用いつつ分析する。特に、伊達氏の妙心寺派外護には一族の大有康甫の働きかけが大きかった。妙心寺派が地方に浸透していく中で大有のような存在が重要であったことを、対照的に地方禅僧の反発を受け上手くいかなかった他地域の事例と併せ明確にする。第三章では、地方寺院において妙心寺派禅僧が果たした役割を武家との関係に留まらず幅広く検討する。その際、覚範寺跡出土の一字一石経や大龍寺の板碑などから寺院を取り巻く空間性にも留意する。

本報告が関東・東北方面における妙心寺派の動向を体系的に検討することで、従来研究が進展してきた東海・甲信方面と併せ、妙心寺派が地方に広がる構造と禅僧に求められた役割を列島規模で考察することが可能となろう。

十六世紀中葉以後の臨濟宗幻住派

顧 明源

周知のように、中世日本の対外交流において、僧侶は外交使節や外交文書起草を担うなど重要な役割を果たしていた。十六世紀における外交の場で、もっとも活躍していたのは臨濟宗幻住派の禅僧とされている。文亀元年（一五〇一）の日本国王使となった弻中道德（鳳叔全徳とも）をはじめとして、幻住派の禅僧からは、明朝・朝鮮に赴く外交僧が輩出された。壬辰戦争（一五九二～一五九七、文禄・慶長の役とも）の際には、西笑承兌・景轍玄蘇・嘯岳鼎虎・是琢明琳・耳峰玄熊らの幻住派禅僧が、各々、豊臣秀吉・宗義智・毛利輝元・鍋島直茂・寺沢広高らの外交僧や従軍僧として活躍していた。まさに、幻住派は戦国・織豊期の日本外交や禅宗界を席卷したのであり、十六世紀は「幻住派の世紀」とも評価されている。

幻住派は、もともと林下の一派にすぎなかったが、その崛起にあたって最大の外護者となったのは周防大内氏であった。大内氏は、博多聖福寺の幻住派僧を朝鮮や明朝との通交貿易に起用すると同時に、彼らを聖福寺など五山系の官寺に昇進させた。しかし、弘治三年（一五五七）に大内氏は滅亡してしまう。旧大内氏領国であった筑前・豊前をめぐっては、大友氏や毛利氏をはじめ、国人衆も加わって繰り返し争乱が起こったため、その余波を受けて博多も被災し、幻住派の拠点である聖福寺も被害を被った。

本報告は、先行研究で追及が十分でない、大内氏滅亡後の幻住派の動向について解明する。とりわけ、最大の外護者を失った後、西国の地域権力との間にどのような関係を構築していったのかを確認する。その結果、大内氏滅亡に伴う政治動乱を契機として、幻住派の嘯岳鼎虎や震龍明省は、それぞれ毛利氏や龍造寺氏との間に、大名一帰依僧という親密な関係を形成した。特に、当該期、毛利氏は大内氏に代わる幻住派の外護者として、頼幕府を通じて多くの幻住派禅僧を五山系官寺に昇進させた。幻住派は、伝統的な拠点とする聖福寺の勢力を保ただけではなく、その教線を中国地方や肥前佐賀にまで拡張した。壬辰戦争における幻住派禅僧の活躍の背景には、こうした十六世紀後半における幻住派の動向が多く影響していたといえる。

十七世紀に入ると、聖福寺の転派問題や柳川一件によって、筑前や対馬における幻住派勢力は急速に衰退した。幻住派の発展史を見てみると、十六世紀前半は大内氏の外護を受けた幻住派の崛起期、十六世紀後半は新たな外護者と結びつくことで大内氏滅亡の政治動乱を乗り越え最盛期を迎えたといえよう。

慶長の役直前における豊臣政権の対朝鮮政策

——加藤清正の動向に注目して——

吉永 光貴

本報告では、慶長2年（1597）の慶長の役開戦に先んじて宗義智・小西行長ら〈対馬グループ〉と加藤清正が渡海して各々が朝鮮に対して服属交渉を再開したことに注目し、文禄の役講和交渉の破綻から慶長の役開戦に至る豊臣政権の対朝鮮政策を考察することを目的とする。

中野等氏は、文禄講和において、豊臣秀吉が講和条件の不履行を問題視して再派兵に及んだことに注目し、文禄の役が国際秩序に挑んだ征明戦争であるのに対し、慶長の役は征明の意図を後退させて朝鮮の領土確保を目指す戦争であると位置付けた。

しかし、講和条件のうちいずれの要件の不履行が問題視されて再派兵に至ったかという論点が新たに浮上した。中野氏・津野倫明氏は領土割譲の不履行を真因とみて、朝鮮半島南部の占領を目指した戦争としたが、跡部信氏は秀吉に対する朝鮮王子の「御礼」不履行を真因とみて、武力での脅迫により王子来日を強要する戦争とした。跡部氏は慶長の役直前に〈対馬グループ〉と清正がそれぞれ朝鮮に対して王子来日を要求している史料に着目し、この交渉が秀吉の意向を反映していると評価している。しかしながら、この期間の交渉は開戦までの時間稼ぎに過ぎないなどの評価に留まり、ほとんど検討が進んでおらず、清正や〈対馬グループ〉と秀吉の意向が連動しているかは検討の余地があろう。

そこで、本報告では〈対馬グループ〉の動向にも留意しながら、清正の対朝鮮交渉の検討を行い、文禄講和破綻後から慶長の役開戦に至る豊臣政権の対朝鮮政策との関係を明らかにし、慶長の役の原因・目的論の再検討を試みる。

具体的には、清正の従軍僧文英清韓の写した清正・清韓の受給外交文書集『文英清韓長老記録』（宮内庁書陵部図書寮文庫蔵）とそれに対応する外国史料所引の清正発給外交文書を用いて、清正の対朝鮮交渉の分析を行う。清正は朝鮮との交渉に際して「関白書」（秀吉の外交文書）を所持し、自らの交渉の成否で再派兵の有無が決まると主張し、慶長2年7月の開戦まで一貫して王子来日を要求し続けていた。清正の交渉を検討することで、豊臣政権が清正ルートによる交渉を重視していたことが明らかとなる。

そのような清正が慶長の役開戦直前まで交渉による解決を試みていた点に留意しつつ、秀吉朱印状や清正発給文書の再検討を行うことで、王子来日を要求する目的で秀吉が慶長の役を開戦したことを明らかにしたい。

朱印船貿易時代における天竺徳兵衛の渡海動向について

小林 誠司

一般に『天竺徳兵衛韓漸』など歌舞伎の演目で知られる「天竺徳兵衛」は架空の人物である。しかし、近世初期の朱印船貿易時代に渡海見聞した徳兵衛は実在し、天竺徳兵衛の名は後世の異名であることは既に明らかにした。

実在の人物、徳兵衛がいわゆる「天竺」へ渡海した見聞を基に作成されたとされる数多くの「渡海物語」写本群は、荒唐無稽な記録というのがこれまでの一般的な認識であった。例えば『天竺徳兵衛物語』、『唐土天竺渡海物語』等で、以下写本（群）と称する。しかし、写本（群）はいわゆる「鎖国」前後の国内外の情勢を間接的に伝えている可能性があり、検証が必要である。

写本（群）の基本的な課題は①「実在の徳兵衛はどこへ渡海したのか」、②「なぜ老年になってから渡海の話が出たのか」、③「どのように世間に流布したのか」の3つである。③については写本（群）が大別三系統に分類できる点を拙稿で明らかにした。今回は①「実在の徳兵衛はどこへ渡海したのか」について述べる。

写本（群）は、寛永三年に十五歳の徳兵衛が京都の豪商角倉与一の御朱印船（角倉船）に船頭前嶋清兵衛の書記役として乗り込み、以降数度「天竺」へ渡海した経験を記した、いわゆる「見聞記」である。見聞記では具体的な渡海先の名称は乏しく、むしろ渡海先は天竺の一つ「まかだ国」とするなど曖昧に表現されているが、徳兵衛自身の事情で「あえて」曖昧に表現したため荒唐無稽な記録となったと推測する。この点は課題②にも関係するので詳細は別稿に譲りたい。しかし、見聞記は実際渡海した者のみが記せる航海の様子や渡海先の地理、風土、産物など内容も含まれており、貴重な記録である。

写本（群）は、日本国が朱印船貿易時代から「いわゆる鎖国」へ移行する中・近世移行期において、日本と東南アジアの当時の様子を伝える手がかりを示していると推測する。今回の発表ではこれまでの小論を基礎として、上記課題①の「実在の徳兵衛はどこへ渡海したのか」を取り上げる。発表の骨子は、先ず徳兵衛が初渡りした時のシャムへの朱印船貿易、次に徳兵衛の二度目の渡海はルソン経由であった可能性、加えて徳兵衛の三度目の渡海の可能性、以上の三点を軸に構成する。『拾芥抄』の「天竺図」や『バタヴィア城日誌』など国内外の記録を手がかりとして、グローバルヒストリーの観点から、近世初期の徳兵衛が渡海した「天竺」への動向について報告したい。

天保の天皇号・漢風諡号再興と古義堂伊藤家

金 炯辰

天保11年（1840）11月に崩御した上皇兼仁に対して、翌年閏1月に「光格天皇」の号が贈られた。

崩御した天皇に天皇号と漢風諡号を贈る慣例は平安後期に途絶えており、それ以来、崩御後の天皇には一般的に追号（在所名・陵名など+「院」）が贈られてきた。「光格天皇」号の追贈により、約900年ぶりに天皇号と漢風諡号が再興したのである。近世後期の政治史における天皇・朝廷の位置と、朝廷内部の理念の変容を考えるにあたってこの事例が持つ意味は、既に藤田覚氏の研究などが明らかにしている。

ただ、本件について、1）従来は、天皇号・漢風諡号の再興の可否、そして「光格」号の選定が、勅問により現任公卿全体の意を受けて決定された側面が強調された。しかし、結論を少し先取りしていえば、この時の勅問は形式としての性格が強かったようだ。当該期の朝廷における意思決定過程の特徴を正しく把握するためには、その水面下で展開した内密な動きに、光を当てる必要がある。2）天皇号と漢風諡号の再興がセットで実現した以上、「光格」号の考案・選定の経緯を究明する必要がある。漢風諡号が考案され、選定される過程を、やはり朝廷の意思決定過程の問題に関連して、より詳細に分析しなければならない。なお、弘化3年（1846）に崩御した仁孝天皇の諡号選定の経緯についても、より詳しく検討する必要がある。3）天皇号・諡号再興の背景として、中井竹山『草茅危言』の再興論や仁孝天皇の六国史会読など、近世後期の朝廷内外における思想動向の変化が指摘される。ただ、これらの思想動向と、天保の天皇号・諡号再興をめぐる朝廷の意思決定との直接的な関係が、より明瞭に解明されることが望ましい。

以上の諸論点に関連して本報告では、時の関白鷹司政通を始め、諡号案の勘進を行った東坊城聡長・五条為定など菅原氏の公家や、古義堂の5代目当主伊藤東峯など、従来はあまり注目されなかった様々なアクターの動きに着目する。特に、伊藤仁斎を継承する京都堀川の町儒者・古義堂伊藤家が鷹司政通との繋がりにより本件に関わった経緯は非常に興味深く、本報告ではその関連史料を重点的に分析していく。

天保の天皇号・漢風諡号再興をめぐる朝廷内外の動きから、19世紀前半の朝廷運営における意思決定過程の特徴、そして朝廷内部の動向と朝廷外部の思想動向との関係性がより明らかになり、当該期の朝廷における理念の変容の性格について考え直されることになる。

近世後期江戸周辺地域の神職にみる学問への姿勢

——「考証」と社格上昇運動から——

小林 優里

本報告は、近世後期の地域に住む知識人が、地域社会のなかでどのような意図をもって学問に取り組んでいったのか、その姿勢を考察することを目的とする。考察にあたって、根拠に基づいて物事を語ろうとする活動の存在に注目する。この活動は研究史上「考証」と呼ばれ、近世後期の学問において影響力を持ったとされるものである。

近世後期の学問において、書物や史料を博搜し、物事の来歴などを確定することを好んだ知識人が盛んに活動し、幕府・諸藩の編纂・調査事業にも影響が見られたこと、そして「考証」という言葉が明治期の修史事業でも用いられたことが指摘されてきた。江戸をはじめとする都市の知識人のみでなく、地域において学問に取り組んだ人々にも同様の傾向が見られるとされ、自治体史を中心に人物・著作の発掘が進んでいる。ただし、地域に住む知識人がいかにして考証を自らの活動に生かしていったのか、そしていかなる目的を持ち、何を重視して学問に取り組んでいったのかという点は未だ重要な論点である。また、近世の地域には、書物を読み、時には文化的なサークルを形成した知識人たちの分厚い層が存在していたことが知られており、趣味・娯楽としての側面のみならず、村役人の役務のための情報収集への寄与といった実用の側面も明らかにされてきている。学問を直接の生業としない場合の彼らの学問との関わり方や地域社会における立場・生活との折り合いのつけ方について、より考察を深めていく必要があるといえる。

そこで本報告では、江戸周辺地域を題材に、知識人が考証の成果として執筆した著作と、地域社会において行った身分や地位、職務をめぐる活動とをあわせて分析することで、相互に与えた影響の様相を考察する。分析対象として武蔵国の総社であった同国多摩郡府中六所宮の神主を務め、江戸の知識人とも交流を持ったことで知られる猿渡家、なかでも十九世紀を中心に考証を取り入れ、六所宮の由緒の探究とともに社格上昇運動を行った猿渡盛章・容盛父子を取り上げる。はじめに猿渡家の六所宮関連著作にみられる記述から考証の進め方と考証に対する意識について分析し、続いて六所宮の由緒書の変遷や神主の権威強化および他寺社との差別化といった社格上昇運動を題材に彼らの活動を検討する。考証を行っていく中で生じた六所宮の利益との矛盾や葛藤、そして由緒・縁起の考証の成果と諸活動における主張との間のずれの存在を指摘し、それを通じて近世後期の人々が学問に取り組む上で持っていた姿勢の一端を明らかにする。

幕末維新外交研究の成果と課題

小野 将

幕末維新期の日本と、同時期の世界の歴史とを総合的に把握するというのは、いたって困難な作業を要する。従来の明治維新史研究の大部分は、国内での中央政局中心の政治史理解に覆われ、対外面についても自国中心的な維新史の国際的環境論という捉えかたが長らく主流であった。近年に至り、様々な方面から新視角も提示されてきてはいるものの、未だ統一的な歴史像を結ぶに至っているとは言いがたいのではないか。幕末維新期での事実関係の検証につき、最も取り残されてきたのが、対外関係一般と近代外交の形成過程であると言っても過言ではないだろう。現在のところは、多数の史料群の検証と基礎的な事実関係の把握へと立ちかえる他ないのではないだろうか。

しかし、研究基盤形成に取りくんできた先人たちの遺産は大きなものであって、例えば戦前の維新史料編纂会における事業は、本邦におけるマルチアーカイヴァルな研究アプローチの第一歩をなすものだった。戦後では、国際学士院連合による「在外未刊行日本関係史料の複本作成事業」、それにもとづく『日本関係海外史料目録』の刊行を挙げておきたい。また現在、東京大学史料編纂所では、在外史料撮影フィルムのデジタル化にもとづくデータベース公開、さらには他機関とも協力してデジタルデータの公開を進展させている。言語の壁は依然として制約条件であるものの、研究の基盤は以前と比較にならないほどの規模で拡張されている。

このような動向をふまえ、あらためて幕末維新期の対外関係と外交の研究史にたち帰ると、いまわれわれはどのような地点に立っているのか、それを再確認し、また検証することがもとめられているものとする。近代外交形成期の日本側当路と、条約体制を成す諸外国の動向、その双方向的な諸関係を動態的に把握することで、研究史上の隘路を踏破してみたい。そんな狙いが今回の企画にはこめられている。

本企画は近世史部会での開催だが、対象とする時期は幕末維新期であり、また報告者にも近代史研究者を含んでいることは、予めおことわりしておきたい。当日の使用言語は報告・討議ともに、例年通り日本語である。

なお初めての試みとして、本シンポジウムはウェブ会議システム上で開催予定である。既にこなれた進行をこなす学会も見受けられるようになっているが、何分不測の事態もあり得ないとは断言できない。予め会員および参加者諸賢のご寛恕を乞う次第である。

日蘭関係史（外交史）研究の現在と課題

西澤 美穂子

日蘭関係の特色は、江戸時代を通しての連続性にあり、先行研究の対象は、海防、貿易、学術文化等々、多岐にわたってはいるが、全体的に近代の基盤形成の要素と見なす認識は共通している。幕末期を見るにおいても、日米和親条約交渉に使用された言語がオランダ語であることや、長崎に来航した欧米列強の船に対する日本の対応に、出島商館のオランダ人が関与していることなど、それまでのオランダとの交流で得た知識や経験が端的に活かされた事例をもって、私自身もそのような認識に立っている。オランダ東インド政庁の公文書整理に携わっていたファン・デル・シェイス氏のように「オランダが、日本の実際の開国者である。（小暮実徳訳『オランダ日本開国論』雄松堂出版 2004 年 p. 289）」と言い切るところまではいかなくとも、日本の開国を考えるにおいて、日蘭関係が重要な位置を占めているという考え方に異論はない。

本報告においても、以上の認識から、安政 4 年（1857 年）8 月 29 日に調印された日蘭追加条約の交渉過程について検証したい。この条約は、自由貿易ではないものの、明確に外国人との貿易を成文化した内容となっており、「事実上初の通商条約（歴史学研究会編『日本史年表 増補版』岩波書店 1993 年）」と位置付けられている。加えて、それ以前に締結された条約とは違い、交渉の土台となる草案は日本側が作成しており、そのため、より日本側の主体性をくみ取りやすい題材と言えるだろう。日蘭追加条約の先行研究としては、前述のファン・デル・シェイス氏や石井孝氏（『日本開国史』吉川弘文館、1972 年）の著作があり、さらに、その前段階にあたる日蘭和親条約副章に関しては、横山伊徳氏の論考（「日蘭和親条約副章について」『東京大学史料編纂所報』第 22 号）があるため、すでにこの条約の内容や交渉経緯は明らかにされてはいるのだが、あらためてオランダ側の史料と日本側の史料を付き合わせることで、再検討を試みたい。そして、日蘭追加条約ができていくまでの過程を具体的に考察することで、近世から近代への移行における日本人の意識と対応の変化を見ていくことを、本報告の目的とする。幕末史の命題とも言える連続と断絶の見解において、連続に傾向した内容となる予定である。

日独関係史（外交史）研究の現在と課題

福岡 万里子

本報告では、幕末維新时期におけるドイツ語圏諸国と日本の関係（以下、日独関係史とする）に関する研究史と現在の状況を概観し、今後の課題を考える。構成としては、まず（１）戦前から戦後、現在に至るドイツ語圏所在日本関係史料の調査収集の系譜を概観した上で、（２）幕末維新时期の日独関係史に関する研究史を整理する。その上で、（３）今後の課題について考えたい。

最初に（１）で振り返るのは、当該分野の研究基盤として重要な史料群を対象とした、日本の関係機関による組織的な調査収集事業の系譜である。まずは公文書館の未刊行史料を対象とした調査として、①1930年代、維新史料編纂官藤井甚太郎や慶応義塾大学教授今宮新らによって行われたベルリン・プロイセン枢密文書館での史料調査・収集、次いで②1960年代、日本学士院主宰で東京大学史料編纂所によって実施された東西ドイツの文書館での海外史料マイクロフィルム収集事業、そして③1999～2001年、東西ドイツ統一後のベルリン・プロイセン枢密文書館における東大史料編纂所による史料所蔵状況調査、さらに④2013年から現在に至る、東大教授五百旗頭薫の科研プロジェクトによる在独日本関係文書の収集調査事業、を取り上げる。また私文書を対象とした調査として、④2010年から継続されている、国立歴史民俗博物館によるシーボルト父子関係史料の調査収集・データベース作成事業も紹介したい。加えて、幕末維新时期日独関係史の分野でこれまでに刊行されている史料集や翻訳書なども可能な限り言及する。

次に（２）では、近代日独外交史の起点となった1860年代初頭のプロイセン東アジア遠征に関する研究史を始め、その後幕末維新时期を経て1875年までプロイセン／北ドイツ連邦／ドイツ帝国の駐日代表を務めたマックス・フォン・ブラントの対日外交や、再来日時のフィリップ・フランツ・フォン・シーボルトを含め幕末維新时期に来日したドイツ系人物の日本での活動に関する研究、そして開港地のドイツ系商社に関する研究などを扱う予定である。なお2010年代以降、ドイツやスイス、オーストリアといったドイツ語圏（を含む）地域の国々と日本との修好150周年の節目が続いており、それに絡んだ論文集の刊行や展示の開催が少なくない。それらの動向にも留意する。

最後に（３）では、幕末維新时期の外交史研究において日独関係史を取り上げる意味と可能性について改めて考えつつ、今後解明していくべき諸課題を指摘する。と同時に、当該分野の研究の現状を取り巻く諸問題についても触れたい。

日英関係史（外交史）研究の現在と課題

加藤 絵里子

本報告では、幕末維新期の対外関係研究で長年取り残されてきた、外国語史料に基づく実証研究の促進というシンポジウムの趣旨に照らし、当該期の日英間における一九七〇年代以降の外交史研究を軸に、経済史分野等の視点も織り交ぜながら研究成果を振り返ると共に、考えられ得る今後の課題について考察する。

幕末期における日本と列強諸国との外交関係は、列強諸国の対日政策の中核であるイギリスの外交史料が多用された実証的な分析が登場したことで、「外圧」という認識の相対化がある水準まで達成された（石井孝）。

その後も、国内政治（宮地正人）、領事裁判権に対する日英間外交交渉の分析（森田朋子）、軍事面では横浜の駐屯軍（広瀬靖子）、対外危機時の英国海軍と日本の対応（保谷徹）、等の個別テーマで研究が進み、日英間の双方向的な検討が行われた。それでも尚、国際環境の実態を掴める研究が多くないという問題関心の下、幕府に自由貿易を遵守させるべく、極東艦隊や駐日英国領事らが、本国の指示も勘案しながら現地で如何に判断・相談・行動したのか、イギリス側の史料を豊富に用いた検討が行われた（鵜飼政志）。他の列強と日本との外交交渉も研究が進みつつあり、それら実証研究を突き合わせることで、変動する東アジア情勢の中での列強諸国と日本の両者の動向の実態がより鮮明になるだろう。

「外圧」の認識に対する相対化は、経済史においては既にだいぶ進みつつある。「外圧」への強い認識（毛利健三）も薄れ、イギリスの商会や銀行の東アジア地域への進出（石井寛治、杉山伸也、川勝平太、立脇和夫）、イギリスのアジア進出の拠点である東インド会社と対中貿易への展開過程の実態（加藤祐三）が、実証的に進められた。近年では、インドから東南アジア・東アジアにかけての動的な経済ネットワークにおける日本の位置づけが考察された（杉原薫）。これは最近新たに明らかになってきたアジアの商業圏へのイギリス商人・商会・銀行の進出の実態研究（籠谷直人・川村朋貴）とも無縁ではなく、アジア海域全体の経済圏と列強諸国の動向との連動性が今後も注目されるだろう。

中国と日本との間にある琉球の地政学的位置（真栄平房昭）、測量によるイギリスから見た東アジアの海洋空間（横山伊徳、杉本史子）といった空間認識、またイギリスからの目線から日本を捉えた研究（W.G. ビーズリー、J.E. ホア、オリヴァー・チェックランド）も興味深い。

日露関係史（外交史）研究の現在と課題

麓 慎一

18世紀後半から始まる日露関係史は、主要には北からのロシアの進出とそれへの幕府ならびに明治政府の対応として描かれてきた。そして、それは1875年の樺太・千島交換条約により、新たなステージとなる。ロシアにおける史料の公開や史料集の刊行は、現在、このような日露関係の捉え方に再考を求めている。

この報告では日露関係史を世界史や東アジア史のなかに位置づけて考察することを課題とする。前者はロシアとイギリスの対立を、後者はロシアと清国の関係を念頭に置いている。これにより、従来の日露関係史の蓄積を踏まえたうえで、これからの課題や展望を示したい。

幕末・維新时期を含む19世紀後半に限っていえば、次の二つの視点が特に重要だと考える。

第一はロシアのロシア領アメリカ（アラスカ）統治の視点から日露関係を捉え直すことである。近世後期の日露関係はこれとの関係で生じていることは郡山良光氏の論考によってすでに提起されているが、必ずしも十分に継承されていない。ラクスマン来航・レザノフ来航・ゴロブニン事件などはこの視点からさらに分析されるべきであろう。また、このロシア領アメリカが1867年にアメリカに売却されたことは環太平洋、とりわけその北方海域（ベーリング海）に接する国々の国際関係を大きく変容させた。このことが日本に与えた影響も研究の対象とすべきだと考えている。

第二は1860年の北京条約によって沿海州地域が清国領からロシア領になり、1871年にシベリア艦隊の拠点がニコラエフスクからウラジオストックに移転したことである。これにより日本海沿岸地域とロシア極東の関係が形成される。このロシアによる沿海州地域の獲得との関連で東シベリア総督のムラヴィヨフが1859年に幕府と樺太の国境交渉を行ない、1861年にポサドニック号事件が発生する。さらには、これが明治6年政変（征韓論）の要因になった、と見通している。

また、ロシア極東の物流を担った義勇艦隊（1878年設立）と日本の関係についても考察の対象にすべきであろう。この点については原暉之氏と左近幸村氏の論考に示唆を受けた。

本報告では、以上のような19世紀後半におけるロシアの領域変容によって惹起された日露関係を取りまく国際的環境の変化をできるだけ示すことで、これからの研究の課題を示したい。

改税約書と明治の新貨幣制度確立の関係性について

陣内 隆一

日米修好通商条約の貨幣条項の制定と幕末の経済状況の混乱に関しては、これまでに多くの研究が積み重ねられてきている。一方で、改税約書に規定されている貨幣条項に関しては、日本側に関連する史料がほとんど残されていないこともあり、本格的な研究が行われないままの状況が続いている。

本報告では、イギリス側外交文書をもとに改税約書の貨幣条項が制定された趣旨を明らかにするとともに、この条項が、明治政府設立後どのような意義を持ったのか、について報告する。

具体的には、以下の結論を提示する。

- ① 日本は、改税約書によって、○新たな貨幣制度を提案し締約国の了解を得るべきこと、○了解を得られ次第 1868 年を目途に実行に移すべきこと、○新たに近代的な造幣局を建設すること～等を義務付けられた。
- ② 改税約書締結から半年後の 1867 年、イギリス公使館は、日本の貨幣制度に関する総括的な報告書を作成し、改税約書に貨幣条項を挿入した背景や趣旨を解説するとともに、今後日本に銀本位制の導入及びドル銀貨を本位貨幣とするべきことを提案した。本報告書はイギリス議会に提出・公表された。
- ③ 明治政府成立以降、パークスは、上記報告書に沿った形で明治政府をリードし、いったんは一圓（1 ドル）銀貨を本位貨幣とする旨内定されたが、渡米した伊藤からの提案によって、急遽金本位制とすることに変更された。
- ④ 但し、列強は上記日本案を了承しなかった。改税約書の貨幣条項違反のまま新貨条例は公布され、国内で施行された。
- ⑤ 法的に不安定な上記状況は、日英通商航海条約その他各国との新条約によって改税約書が廃棄されることによって終了した。新たな金本位制を盛り込んだ貨幣法は、全列強との不平等条約廃棄手続きが終了した明治 30 年 1 月からあわただしく法案の検討が開始され、同年 3 月に成立している。

北一輝と美濃部達吉の天皇観・国家観の比較研究

——『国体論及び純正社会主義』の形成における美濃部思想の影響——

菅原 薫仁

現在の北一輝研究は、北のアジア主義やその革命観に視点をあてるものが主流であるが、それらは全て北の国体観から導かれるものであるにも関わらずその形成過程について詳細に検討していない。また、北は美濃部の国家論について「他の国家主権論者より一步の高位に立ちて論断したるべきを信ぜんと欲す」と高く評価しており、北の国体論にとって美濃部の重要度が非常に高いにも関わらず、本格的に北における美濃部思想の受容を扱った研究はないという問題点がある。

このような問題意識から、北一輝の処女作『国体論及び純正社会主義』に現れた国体論の形成過程において、美濃部達吉の国家観・天皇観が受容されたことを示すことを目的に研究を行った。本研究では、1904年の秋から始められた「帝国憲法」という美濃部の早稲田での講義を北が聴講し、その論理を重要視したことを示し、その美濃部の講義の内容に最も近いと考えられる同名の早稲田大学講義録である『帝国憲法』（1906年）と、北の国体観の形成において最も重要な位置を占める処女作『国体論及び純正社会主義』（1906年）の国家観・天皇観に関する論理の比較を行うことで、北の国体観の形成において批判という形をとりながらも美濃部達吉の天皇観及び国家観の論理が色濃く受容されたことを実証的に示し、北が美濃部の思想をガイドラインに国体論を形成することで同時代の国法学者を批判していく様相を明らかにした。

本稿で見てきた北と美濃部の共通点を簡単にまとめれば、国家主権・天皇機関説を採り、統治権のすべては君主に帰属しないと考える点と、封建制としての「家長国」を批判する点が挙げられる。また、相違点としては、美濃部は、ドイツ的な立憲君主制をモデルにし、天皇そのものを最高機関とするのに対し、北は、天皇＋議会を最高機関とし、君主権はある意味で名目上のものに過ぎない（≡実際の権力は議会に与えられる）とするイギリス型の立憲君主制を採る点が挙げられる。

本研究は、昭和期の「天皇機関説事件」の政治的対立を導く思想的対立が、これまで分析した北と美濃部の差異に見られるように明治期に既に存在していたことを実証的な形で示すことで、国体明徴運動における分析の射程を広げる可能性を持っている。その検討は今後の課題として更なる研究を進める必要があると考えられる。

文化史学の変質と国体論

——肥後和男を中心として——

中村 紀博

戦前・戦中期の史学界においては、「文化史学」とよばれる潮流が大きな勢力を持っていた。文化史学とは、ランプレヒトやリッケルト、ディルタイなどのヨーロッパの史学、歴史哲学の影響を受けて成立したもの（奈良本辰也「文化史学」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本歴史講座第八巻 日本史学史』（東京大学出版会、1957年）で、西田直二郎『日本文化史序説』や大類伸「ブルクハルト『伊太利ルネサンス文化』を読む」（双方とも1932年）によって文化史的叙述の先鞭がつけられ、日本を風靡した（酒井三郎「文化史的方法についての考察」（『立正史学』〔立正大学史学会〕第33号、1969年3月）。そこでは、文化史を狭義の文化現象を対象とするものではなく、一切の史的現象を把握する方法として定立することが行われた（岩井忠熊「日本近代史学の形成」（『岩波講座日本歴史二十二別巻一』岩波書店、1963年）。しかし、戦中期になると「文化史」は「精神史」に変質し、非合理的な歴史観を流布させたと先行研究では評されている。

以上の評価は結論としては妥当であるが、その変質の過程それ自体については十分に明らかになっていないと言えない。

その理由は、文化史学の変質の原因である国体論との関係が十分に論じられて来なかったところにあると考える。国体論の根幹には日本神話や「天壤無窮の神勅」などの非合理的な「物語り」がある。歴史学と矛盾する「物語り」との整合性を取るために、文化史学は変質をしていく。そのため、歴史学と日本神話（「物語り」）との整合性が如何なる形で取られていたのかが明らかにされなければならない。

また、従来の国体論の研究（昆野伸幸『近代日本の国体論』ぺりかん社、2008年）においても、文化史学との関係が十分に考察されてきたとは言えない。しかし、文化史学が戦前・戦中期の主要な歴史学の傾向であることを考えれば、両者の関係を検討することが必要になる。それによって、歴史学者と国体論の関係のありかたが多様であったことが明らかになるはずである。

以上の問題意識から、本発表では戦前・戦中期における文化史学の変質の過程について、日本古代史の権威の一人で、極端な国家主義を主唱したとして、戦後に公職追放された肥後和男を例として取り上げる。肥後は文化史家として著名な西田直二郎の教えを受けており、西田文化史学の継承者の一人と言われている。また、肥後は日本古代史・日本神話の専門家でもあり、日本神話や「天壤無窮の神勅」を基礎付けるように文化史学を変質させていくことになる。その過程を考察していくことで、文化史学と国体論が結びついていく具体的な過程を明らかにすることを目指す。

庄内平野の巨大地主制下における耕地整理と機械灌漑

太田 知宏

明治後期の庄内平野における農業・農村の近代化と、地主制の関係を論じた研究には厚い蓄積がある。わけても庄内平野の北部を構成した飽海郡におけるそれを、飽海郡耕地整理組合による耕地整理事業がもたらした影響に着眼して分析したものは多い。同組合による事業の性格とその影響を先行研究の成果によって要約すれば、それは巨大地主たる本間家が主導したもので、日露戦後期（概ね日露戦後から第一次世界大戦の勃発まで）の東北・関東地方（東日本）で展開された耕地整理の典型で、大地主層による水稲単作地帯の支配を強化する役割を担うとともに、農村を貨幣経済に巻き込む端緒を形成したものとみられる。

耕地整理事業の法的根拠である「耕地整理法」は明治32（1899）年に制定、同42年に大改正され、改正前のものは「旧法」、改正後のものが「新法」と呼称されている。通説的に新法は地主一特に大地主一の利害が反映されたものとして把握されているが、興味深いことに、旧法と新法の端境期に事業の発起を企図していた「飽海郡酒田町外十四ヶ村耕地整理（事業）」（飽海郡耕地整理組合の前身）は、旧法による方が「極メテ有利」と判断し、旧法に則って農商務大臣から発起認可を得ている。

本間家を筆頭とする大地主層の利害が反映されたであろう耕地整理事業の発起に際し、旧法が選択されたということは、通説的な見解とは異なり、新法が大地主層の利益を抑制する側面を有していたことを示唆しているのではなかろうか。

本発表では上述の問題関心を前提として、飽海郡耕地整理組合や同組合の耕地整理事業を設計・指導した技師が作成した史料を用いつつ、事業内容を再検討する。そして、電動機を動力源とする揚水機によって最上川から取水し、畑や原野を開田（地目変換・開墾）する機械灌漑事業が耕地整理事業全体において大きな比重を占めており、機械灌漑の影響によって水稲単作化が進展したことを提示する。

本発表においては、①新法の性格についての通説的な解釈に対する問題提起と、②機械が庄内平野の農業や農村のあり方をどのように規定したのかについての考察を行う。以上をふまえ、農村における地理的な空間や社会経済的な諸関係が、機械やそれを運用する技術によって、いかなる影響を受ける歴史的段階に日露戦後期はあったのかを展望したい。

春秋時代の「人」

水野 卓

春秋時代の歴史について、これまで「統治権」という観点から分析を行い、君主という統治する側の状況についてはある程度明らかとなってきた。ただ、統治の対象である「人・民」や「土地」の検討も合わせて行う必要があると思われるため、本発表では、そのうちの「人」について、春秋史独特の用語とも言うべき「国人」を中心に検討する。

「国人」については、松本光雄氏や増淵龍夫氏による先駆的な研究があり、特に、吉本道雅氏は「国人」だけでなく、齊人・晋人といった「＜国号＞人」についても検討し、その身分内容を中心として、軍事的な側面や経済的基盤、戦国期へとつながる「人的結合」関係にまで言及するなど、詳細な分析を行った。このように「国人」などについては、ほぼ研究し尽くされた感はあるが、ただ、『春秋左氏伝』（『左伝』）には、この両者が同じ文脈の中で用いられている記事がいくつか見られる。先行研究では、この両者をあまり区別することなく検討されてきたが、両者の意味が異なるからこそ、別々の語で示している可能性が考えられる。

そこで『左伝』において、この両者が同じ文脈で用いられている記事をもとに、それぞれの語が指す内容を探ったところ、「国人」「＜国号＞人」がそれぞれ異なる意味を持ち、かつ時代的な変化があることを見出した。

これまで春秋史はその基本史料である『左伝』に拠るところが大きかったが、近年、春秋時代の“歴史”が描かれた新たな資料が出現した。それが清華大学蔵戦国竹簡の『繫年』という出土文献であり、そのなかで、「国人」などの語がどのように記されているのか、伝世文献たる『左伝』の記述との関係を検討しつつ、『繫年』の資料的性格についても言及できればと考えている。

長沙五一広場後漢簡に見える楬の使用と機能

小林 文治

いわゆる付札簡牘（中国簡牘の「楬」）は前 4 世紀頃の戦国楚墓から 3 世紀頃の楼蘭遺址まで出土例があり、非常に長い間使用されていた。さらに日本木簡・韓国木簡にも類似例が存在する。したがって付札簡牘群は東アジアにおいて最も広域的・長期的に使用された簡牘群と言える。近年公表が始まった長沙五一広場出土後漢簡には多くの楬が含まれ、形状・記載内容も豊富であり、史料的价值は極めて高い。

そこで本発表は、五一広場簡にみえる楬の形状・孔の機能・文字の配列と書きぶり・記載内容を整理し、これがどのように使用され、その使用が文書行政上どのような意味を持っていたのかを検討する。その結果、ほとんどが文書にくくりつけられた文書楬であること、形状は 4~5 種類に分類できること、紐のかけ方からキーホルダーのごとく使用し、物体の面に固定する感覚が弱いこと、書きぶりが粗雑で簡略であることから、官府内部でのみ使用され、楬自体は移動しないこと、そのために楬にくくりつけられた文書に詳しい人が利用したことを指摘する。これをまとめると、楬は官府内で文書整理に利用され、さらには「読書」のために利用される側面がある可能性が指摘できる。

中国簡牘は文字内容が豊富なため、これまで簡牘の形状に注目する研究は少なく、楬は文字情報が少ないため研究が進んでいなかった。本発表においては、日本木簡における「書写の場」「木簡の作法」等に代表される木簡形態論を中国簡牘に援用することにより、中国簡牘研究の新しい方法論を提言するものである。この作業は日中韓で模索されている「国際簡牘学」構築に寄与するものと期待され、今後楬の基礎的作業を経て日韓の木簡と比較検討することが展望される。本発表はこの点に大きな意義を持つ。

さらに楬は後漢～魏晋期の墓葬に副葬される「石牌」との関連性にも注目される。すなわち、近年発掘された魏武王曹操墓には多くの物品名を記す石牌が出土しているが、この石牌の形状が五一広場簡の楬とほぼ同一なのである。この楬と石牌の関連性は書写材料の変遷上重要な意味を持つ。従来、書写材料の変遷は「木から紙へ」という方向が注目されがちだが、紙以前に存在する木と石の関係についてはこれまで言及が少ない。従って本発表は今後書写材料としての木と石の関係を探る上でも意義を持つ。

北魏墓誌の用語の選好性にみる文化的社会集団の復元

大知 聖子

北魏墓誌を用いた研究の問題点として、「北朝墓誌の記事の内容については、正史との照合による修訂・補完作業の範疇を超えていない」点や「北朝墓誌の利用は諱や字、生没年、本貫、官歴、婚姻関係などを知り、補うということが中心」という指摘がなされて久しい。

本報告ではこの問題点を乗り越えるため、近年、研究が進んでいるデジタル人文学の成果を活かし、これまで国家や政治と関わらないものとして等閑視されていた墓誌の銘辞部分の分析を行い、用語の選好性から流行を作り出す文化的社会集団を復元することを目的とする。その着手点として、テキストマイニングを用いて北魏墓誌の銘辞を分析し、その傾向について考察した。具体的には北魏墓誌の銘辞部分を二文字熟語として17447語抽出してテキストマイニングを行い、それを共起ネットワーク図で示し、特徴的な熟語について相関関係を調べた。その結果、銘辞には北魏宗室などの最高位の社会階層の者が用いた語が、それより低い社会階層の集団（漢人寒門など）に模倣された結果使われなくなり、その後、また流行するというサイクルが見られた。例えば女性の美しい容貌を意味する「窈窕」は宣武帝～孝明帝期では女性が本人の資質として使っていたが、後の孝荘帝期になると北魏宗室の男性が墓景の深遠さの意味で用いており、画期的な用語を使い始めるのは北魏宗室であった。その北魏宗室墓誌の撰文は、漢人名族や家柄の低い漢人寒門の名文家が墓誌の撰文をはじめ、その後に北魏宗室自らが撰文しはじめたことが分かった。北魏孝文帝が墓誌文化を受容したのは南朝からの亡命貴族である王肅の影響が指摘されており、また孝文帝は姓族詳定にて姻戚関係を通じた社会的身分の固定化を目指したが、撰文者においては漢族の中で名族や寒門の違いは見られなかった。

成立しなかった和蕃公主の事例に見る唐代の外交関係

菅沼 愛語

中華王朝にとって和蕃公主の降嫁政策（本発表では「公主外交」と呼ぶ）は、漢の高祖より有効な外交政策であった。特に唐は、歴代中華王朝の中でも最多となる16名もの公主を、吐谷渾、吐蕃、契丹、ウイグルなどの東部ユーラシア諸国に降嫁させた。

しかし、唐では、実現しなかった公主降嫁も多くあり、こうした事例は、これまであまり注目されず、取り上げられる機会があっても地域や期間が限定されるなど、個別的な考察が殆どであった。

不成立に終わった公主降嫁の例を検討することも、唐の外交や国際情勢を探るための有用な指標の一つになり得ると考え、発表では、唐全体の約三百年に亘って公主外交を取り上げ、実現しなかった公主降嫁の事例を『旧唐書』『新唐書』『資治通鑑』『冊府元龜』『通典』『唐会要』『長安志』などから抽出・整理し、なるべく唐側と周辺国側の双方向的な視点から、多角的に分析を試みた。また、不成立の事例も含めた唐の公主降嫁を、漢および隋の公主外交と比較検討した。

唐代における公主降嫁の不成立は、成立した公主降嫁が中止になる例と、周辺国の求婚を唐が拒絶した例に分類でき、合計で27例もあり、しかも、建国期から王朝末までの長期間に亘り確認できる。例えば、太宗時代には、実現した公主降嫁は2例しかないが、成婚に至らなかった公主降嫁の例は10例（不成立の公主降嫁が4例、求婚の拒絶が6例）もある。

公主降嫁の不成立の要因としては、皇帝の崩御や譲位、周辺国君主の死去、両国の戦争開始や周辺国の入寇、周辺国君主の儀礼の欠如・入朝の拒否・好戦的な姿勢、敵対する第三国による妨害、国内外の情勢変化などが挙げられる。なお、皇帝や周辺国君主の死去により、公主降嫁が中止になることもあったが、状況によっては中止にならない場合もあり、これは公主降嫁が国家事業であり、代替わり後も政策的に継承され得ることを示している。

周辺国にとっても、唐の公主は権威保持のために必要であり、従って、破談や求婚拒絶は大きな打撃になった。これを逆手に取って、唐が周辺国の弱体化を期して破談を図ることもあり、周辺国君主は、破談の際、時には、威信の失墜、要人の暗殺、分裂状態の継続、対外情勢の更なる悪化、経済的損失、国家の衰退・滅亡などの危難に見舞われた。

成立した公主降嫁は概ね和親に繋がったが、唐における不成立の公主降嫁には、この様に多彩な国家間の関係性が見られるのである。

唐無染院碑に見える十世紀初頭の山東半島と東アジアの人的交流

朴 周恩

本報告では、901年に山東半島に建てられた唐無染院碑の建立意義について当時の歴史的背景を踏まえて考察する。唐無染院碑は、唐末の登州牟平県に建てられた無染院という禅宗寺院の碑である。1990年代に初めて『登州府志』に収録されている碑の録文が紹介され、その後、他の地方志に収録されている録文および拓本が次々と紹介された。同時に現地調査も進み、碑そのものは破壊され建物の一部に使用された状況が確認できている。

この碑は、山東半島に建てられながらも碑文中に「新羅人金清押衙」や「鎮海鎮東兩軍節度使錢鏐」が登場し、注目を集めた。そのため、これまでの先行研究においてもとりわけ金清や錢鏐に焦点を当てたものが多数であり、無染院は金清が建立を主導し在唐新羅人の拠点として新たに設けた場所、あるいは呉越が山東半島に置いた交易拠点などと言われてきた。ただ、このような従来の研究では碑文の全文ではなく一部のみが用いられ、さらには実際にこの碑が建てられた当時の山東半島についての考察が不十分であった。そのため本報告では、碑文の全文を検討しながら当時の山東半島の状況を考察し、なぜこの碑が901年の段階でこの場所に建てられたのかについて明らかにする。

唐無染院碑は碑陽に様々な人物を称える文が刻まれているが、まず地方官吏のうち「我相公王」として現れる人物が当時の平盧節度使王師範である。そして無染院の法主和尚である巨弘は、齊魯の官吏だけでなく呉越の官吏にまで尊敬されるとある。また、寺院の土地を喜捨したのは宋璋という人物で、大順二年(891年)に土地喜捨の申し出をしたという。さらに、塔を喜捨した新羅人金清、仏像を喜捨した解通ら50人が現れる。つまり、寺院建立を許可した地域の官吏の下に、在地の人々が土地や仏像を喜捨するが、注目すべきはここに塔を喜捨したのは新羅人であり、かつその新羅人と寺院の法主和尚から浙江地域との関連性が窺えることである。そして碑側から碑陰にかけては檀越の名前が連なるが、碑側には功德施主錢鏐、功德主錢鎮などと浙江地域の官吏らの名前が刻まれる。唐代から五代にかけて山東半島に建てられた他の寺碑と比較した際に、地方官吏が称賛される文が含まれる場合や、檀越として他地域の人々が現れる場合は他に類似する例が見当たらないものである。それでは、なぜこの時期に在地の人が土地を喜捨し、新羅人および浙江地域の官吏が檀越として現れるのだろうか。

上記のような多様な人々が結びつくことが可能であった背景には平盧節度使王師範の役割があったと考えられる。まず山東半島内部の状況からすると、宋璋が土地を喜捨した891年はちょうど王師範が正式に平盧節度使となった年であり、つまり節度使就任に反対する勢力の軍乱を平定し、朝廷から任命を受けて地位の安定を確保した時期である。さらに王師範は押新羅渤海兩蕃使を兼任して新羅や渤海との交流の窓口という山東半島の地位を取り戻し、その際に商業活動を行う新羅人金清に押衙職を与え、平盧節度使の下に置いたと考えられる。そして金清および禅僧を通して当時新たな勢力として台頭した浙江地域の錢鏐と友好関係を築いたのである。つまり唐無染院碑は、平盧節度使によるこれまでになかった新たなネットワーク構築を示すものとして、901年に山東半島に建てられたのである。

近代日中石炭貿易における中国商人

——上海市場を中心に——

張 珺

石炭は動力源として、または重要な貿易商品として、近代の日本と中国の経済に多大な影響を与えたが、石炭市場に関わる人々についての検証はいまだ不十分といえる。先行研究では石炭貿易の経営における西洋商人と日本商人の役割を強調しすぎる傾向があると思われる。本報告では中国人の石炭商人に注目し、石炭の輸入によって屈指の地位を占めた上海市場を例として、彼らが日中石炭貿易において如何なる役割を果たしたのかについて考察する。また、日本商社、西洋商社と中国人石炭商の間の競合と連携にも検討を加えたい。

また、筆者の考察によれば、近代の日中貿易において、浙江省出身の商人が重要な役割を果たし、伝統的な商品だけでなく、石炭のような新しい商品の貿易に従事したことがわかる。しかし、これまでの近代日中貿易における華商に関する研究としては、漢方薬や海産物等の伝統的商品に焦点を当てて分析するものが多い。特に、福建商人が帳簿や書簡等の史料を多く残したため、彼らの貿易活動が注目を浴びてきた。実は、同じく華商と言っても、浙江商人の経営の実態は福建商人と相当異なった様相を呈していた。本報告では、浙江商人の石炭貿易について究明しながら、福建商人との比較も行ってみたい。

日中石炭貿易の利益を追求する浙江商人は長崎へ渡来し、その経験、知識及び資金上の優勢を生かして長崎の対外貿易において優位を占め、長崎華人により輸出された石炭は一時総額の半分以上にも及んでいた。しかも、在上海の浙江人の石炭商は長崎に支店を設立し、長崎と上海の間で石炭貿易のルートを形成した。中国人と西洋人は日本石炭の輸入の早い段階で重要な役割を果たし、日本の石炭を上海市場に参入させたが、日本商社による炭坑の掌握及び特別輸出港の設立によって、日本の商社による石炭の直輸出が急速に増加した。その結果、西洋人が日中石炭貿易から排除されたのに対し、中国人石炭商は苦境に陥ることがなく、上海市場において新たな役割を見出し、仲買商として働くようになった。しかも、中国人石炭商は団結して九州雑種石炭の市場を支配するようになった。

浙江華商と福建華商の比較をすると、浙江商人は上海を基盤としていたのに対して、福建の華商は日本に本店を持ち、中国で支店を設けていた。また、福建商人が取り扱っていたのは海産物等の伝統的な商品であったが、浙江商人は石炭等の新商品の輸出入に参与した。福建商人の貿易は殆ど華商同士の間の取引であり、人脈関係からみたその交易ネットワークは家族、親戚、宗族、同郷を中心として構成されていた。これに対し、浙江商人は緊密に結束していたと同時に、積極的に日本人と競争したり、連携したりしていたのである。

清末における「満洲」地域像の形成と日本地理学の影響

——矢津昌永編著地理教科書を中心に——

辛 孟軻

本報告は、概念史研究の一環として、清末地理教科書において「満洲」という地域概念がいかに表象されたのかを分析するものである。

元来、「満洲」という言葉は、女真という支配者集団を指した。その「満洲」は、18 世紀の末から 19 世紀のはじめにかけて、日本において、地域名として使われるようになった。19 世紀以降、この用法は日中両国間の交流を通じて、中国側でも普及していった。かような事情を考慮すれば、近代中国における「満洲」認識の内容と変遷を検討する際に、日本から流入した近代地理教育の影響を軽視できないことは自明である。特に日露戦争以降、「日本モデル」が潮流になり、地理教育界が日本から受けられた影響も大きくなって以降の時期の分析には上記の点は重要である。この過程において、日本から輸入された近代的な地理学の知識がどのようなものであったのか、特に「満洲」概念の様相を本報告では考察する。

先行研究において「満洲」という概念に関する議論は多いが、その多くは「満洲」という語の部族名としての起源を究明しようとする研究である。それに対して、地名としての「満洲」を研究したものは少なく、ほとんどが日本側の視点から考察したのである。しかし、「満洲」という地域概念がどのように近代中国に受け入れられたのか、という中国側の視点が欠けていた。

以上のような問題意識を受け本報告では、明治期の地理学者矢津昌永が書いた地理教科書及びその漢訳本（2 種）を対象として「満洲」という地域概念を考察する。そして彼がどのように「満洲」を認識していたのか、その認識がいかに漢訳地理教科書を通じて中国に伝播していったのかを分析する。これらの問題は、清末教育における「満洲」という地域概念の有り様だけでなく、清末日中間学知の流通についての好個の分析対象でもある。

ソ連の北朝鮮占領と北朝鮮警察の形成（1945~1946）

レベデフ・ヴァシリ

第二次世界大戦終結の直後、朝鮮半島北部の占領を担当したソ連第 25 軍の優先課題は社会秩序の維持であった。そのため、ソ連軍は朝鮮に軍政府を設置し、北朝鮮の警察を設立することに着手した。この警察はいくつかの段階を経て金日成を中心とする北朝鮮の政治体制を支える組織に発展し、その一部は朝鮮人民軍の母体となったとされる。先行研究は、米国の NARA に所蔵されている所謂「鹵獲文書」を中心に行われ、北朝鮮の軍や警察について主に金日成や北朝鮮エリートの観点から論じてきた。

本報告は、先行研究の限界を克服するために、北朝鮮警察の形成と 1946 年におけるその性格の変化の過程と原因を、「鹵獲文書」などの朝鮮側の史料に加えて、ロシア連邦国防省中央文書館(ЦАМО РФ)、ロシア連邦対外政策文書館(АВПРФ)とロシア国立社会政治史文書館(РГАСПИ)の史料によって明らかにすることを目的としている。ソ連側の史料が明らかにするように、この過程はソ連指導部や北朝鮮のエリートたちの計画に沿って進展したというよりも、解放直後先鋭化した朝鮮内部の諸矛盾と治安状況への対策という要因が比較的大きかったと言える。特に、朝鮮人民軍の母体とされている鉄道警備隊や海軍の母体と見做されてきた水上保安隊が初めからその目的で組織されたという韓国学界の定説を裏付けるソ連側の史料は見出すことはできず、むしろソ連軍が直面した朝鮮の社会的実情に応じるための措置であったということを明らかにしたい。

戦後初期、延辺社会をめぐる延辺人民民主大同盟と中国共産党

尹 国花

延辺朝鮮族自治州（以下、延辺）は、中国における最大の朝鮮人居住地である。第二次世界大戦後、延辺では朝鮮人を中心とする各社会団体が発足し、それらを連合して延辺人民民主大同盟（以下、民盟）が成立した。中国共産党（以下、中共）は当初、延辺社会への政治的権力浸透を推進するため、朝鮮人から圧倒的な支持を受けた民盟の朝鮮人共産主義者を自陣営に取り込むことと企図した。したがって、民盟の活動やその意義を解明することは、その後の中共の延辺における民族政策を明らかにする上で極めて重要であると考えられる。

従来の研究を概観すると、民盟は朝鮮人の自発的な動きによって発足し、自主解散したものとされている。しかし、報告者の分析に基づけば、民盟成立は延辺に進駐したソ連軍の指示に拠るところが大きい。中共の基層組織と基層民主政府が正式に発足する以前において、民盟は、地区に総部を、県に本部、区に支部、屯に支部、さらにその下に組合をそれぞれ設置し、区・村レベルにおける民政事務の処理、生産の組織、教育機関の運営、避難民救済、武装組織の結成などの業務を担当し、事実上の基層政権の役割を果たした。このように民盟の活動が順調に進んだのは、ソ連軍の支持と指導を受けていたことも大きく関連している。

ところで、民盟幹部は長らく生活基盤を延辺に置いていた。そのため、戦後延辺で活動していた東北抗日聯軍や朝鮮義勇軍出身の朝鮮人幹部の大部分が朝鮮半島へ帰還する中、民盟幹部はその多くが延辺に残留した。しかし、祖国は朝鮮という認識が強く、朝鮮民族解放を最優先に考えている者も多かった。つまり、国家（中国）の解放と民族（朝鮮）の解放のいずれを優先すべきかで揺れ動いていたのである。中共は延辺に政治的権力を浸透するため民盟と連携し、その幹部も中共に吸収しながらも、同時に民盟の勢力が強まることを警戒し、ソ連軍の撤退とともに民盟を解散させた。中共のこのような動きは中ソ朝の国境地帯に位置した延辺において、ソ連や北朝鮮の関係から受けていた多大な影響を排除し、安定した中共政権を成立させるための政策でもあった。

以上のような問題意識を受け、本報告では戦後延辺における民盟の運営や活動、民盟幹部の政治動向を詳細に明らかにしつつ、民盟の活動やその幹部の政治動向と中共の民族政策との関連性について分析を行うものである。

神々への感謝から、皇帝に対する元老院の従属性を考える

——ガイウス・ピソの事例分析を中心に——

逸見 祐太

本報告は、ユリウス＝クラウディウス朝における神々への感謝祭(*supplicationes*)が、元老院の皇帝に対する従属性の象徴であるという先行研究の見方を改め、当時の皇帝と元老院の関係を再考する糸口をつかむことを目的とする。

先行研究は、帝政期に入って神々への感謝祭が、皇帝に対する元老院の追従によって変質したというタキトゥスの記述(*Tac. Ann.* 14.64)を、ほとんど無批判に受け入れてきた。たとえば G.Freyburger, "La supplication d'action de grâces sous le Haut-Empire", *ANRW* 16-2, 1978, pp.1418-1439 によると、神々への感謝祭はもともと、おもに対外戦争での勝利を祝うために行なわれていたが、帝政期に入って、皇帝を称賛するために行われるようになったという。だが、じっさいには帝政期に入っても戦勝後の感謝祭がなくなったわけではなく、それ以外の用途で、皇帝のために行われた感謝祭は、Freyburger が同研究で挙げたユリウス＝クラウディウス朝の感謝祭全 18 事例のうち、半分の 9 つにすぎない。そしてそのうち 6 つは、皇帝に対する陰謀が失敗に終わったことを祝うためのものである。ここから、皇帝の出現によって感謝祭が変化したことは確かであるが、その変化はあくまで限定的なものであり、しかもそのような変化は、おもに陰謀から皇帝の安泰(*Salus*)が護られたことと関連していることが分かる。

では陰謀事件が失敗に終わり、皇帝の安泰が護られたとき、なぜ元老院は神々へ感謝するのか。こうした感謝祭は、タキトゥスが述べるように、元老院の追従の産物に過ぎないのだろうか。これらの問題関心のもとで感謝祭を見るにあたって、上で挙げた 6 つの事例の中で、皇帝の安泰にかかわる *Salus* 女神の神殿が建立され、さらにその神殿建立に関連して複数の *Salus* 貨幣も作成されているガイウス・ピソの事例(*Tac. Ann.* 15.74; C.H.V. Sutherland, *Roman Imperial Coinage*, ², London, 1984, p.146)は、とくに注目に値すると言えるだろう。

ガイウス・ピソの事例に関する記事は、タキトゥス『年代記』の現存箇所の中でもっとも長大なものであり、感謝祭についても詳細な記述が残されている。しかしその記述は、これまでの研究でほとんど注目されておらず、先述の Freyburger も、皇帝の称賛に感謝祭が用いられた例の一つとして、わずかに言及しているにすぎない。だが陰謀事件解決の報告→事件解決の功労者の顕彰→皇帝暗殺に用いられる予定だった短剣の奉納という皇帝の一連の行動の中で、*Salus* 神殿の奉獻がどのような意味を持っているかを問うことで、感謝祭が皇帝に対する追従以上の意味を持っていることが明らかになると思われる。

以上のような検討を通じて、タキトゥスに従って先行研究が維持してきた、皇帝に従属する元老院という見方を改め、皇帝と元老院の政治的な立場の違いを示すことで、当時の皇帝・元老院関係を新たな視点から描き出すこととしたい。

フランス社会政策思想における中間団体概念の

生成と変容（1862～1884 年）

長野 壮一

フランス革命は旧体制期の封建的な特権団体を廃止し、国家と個人の媒介物としての中間団体を否認する統治原理を提示した。本報告の目的は、そうした統治原理が工業化の進展に伴い、19世紀を通して修正されていった過程において、いかなる政治文化の転換が見られたかを検証することにある。この主題に関して、近年フランスで主流となっているのは、国家の統治に際する中間団体の支柱としての利用に着目する研究動向である。しかしながら、これらの研究では主として具体的な制度や組織に重点が置かれ、法令そのものに対する注目は必ずしも十分ではなかった。そこで本報告は、従来の研究において中間団体に関する統治原理の転換点と考えられてきた第二帝政末期から第三共和政初期における社会法制、具体的には、1864年5月25日法（団結法）および1884年3月21日法（職業組合法）の審議過程で見られた中間団体概念の生成と変容を分析対象とする。

フランスにおいて、団結(coalition)は19世紀を通して自由と公序のいずれにも背馳する行為として認識された。1864年5月25日法の立法者は、刑法典における団結禁止規定の撤廃に際して、革命期の反中間団体言説に対する原理的な批判を行ったが、以後も団結罪復活の発議は第三共和政初期に至るまで断続的に見られるなど、中間団体否認の政治文化の転換には至らなかった。他方、団結のみならず結社(association)や集会(réunion)を含む中間団体の政治的自由を求める急進共和派の綱領は、労働の自由を訴える社会主義者と提携することで、結社と組合(syndicat)の法認の発議へと至った。その際、修道会による永代財産形成への危惧から、結社に対する法人格・所有権の賦与については一般意志に反する特定の階級による特権だとして長く警戒され続けたため、結社は法人格を有する団体ではなく個人間の契約として定義された。これに対し、組合の所轄は社会的・経済的なものに限定されたが、その代償として、組合は集合的利害を持つ法人とされ、所有や財産移転の権能を認められた。1884年3月21日法の審議では、結社権が自律的な労働の世界による政治的抵抗の理念として認識されたのに対し、組合が国家の福祉制度に編入されることによって初めて、中間的利害を否認し、福祉は国家が一元的に担うものとする政治文化の転換を見た。そうした法理の帰結として、職業組合法認と同時に大革命期の反中間団体原理を象徴するル・シャプリエ法が廃止される必然性があったのである。